

貯法	気密遮光保存	承認指令書番号	農林水産省指令 22 動薬第 3850 号
		販売開始	2003 年 4 月

使用前に必ず本書を読み、内容を理解したうえで使用してください。  
また、本書を必要なときに参照できるように大切に保管してください。

### 動物用医薬品

## 寄生虫駆除外皮塗布剤

### 使用基準

# イベルメック® PO

## IVERMEC® PO

イベルメクチンは、放線菌 *Streptomyces avermitilis* により産生され、その抗寄生虫スペクトラムは極めて広く、生産性に悪影響を及ぼす内部寄生虫及び外部寄生虫に幅広く効果を発揮します。

#### 【成分及び分量】

本剤 1 mL 中  
イベルメクチン…………… 5.0 mg

#### 【効能又は効果】

牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除。  
内部寄生虫：オステルタール胃虫、牛腸結節虫、クーベリア、毛様線虫、乳頭糞線虫及び牛肺虫  
外部寄生虫：疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）、シラミ及びノサシバエ  
牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）のマダニによる吸血の抑制。

#### 【用法及び用量】

体重 1 kg 当たりイベルメクチンとして 500  $\mu$ g（本剤として 0.1 mL）を 1 回、牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぐ。

#### 【使用上の注意】

##### （基本的事項）

##### 1. 守らなければならないこと

##### （一般的注意）

- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は牛のみに投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。
- ・本剤は外皮塗布剤であるので、それ以外の投与方法（経口、筋肉内、皮下投与等）は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前 37 日間

##### （使用者に対する注意）

- ・使用時にはゴム手袋を着用すること。

##### （牛に関する注意）

- ・疥癬ダニによる痂皮あるいは病変部、皮膚病による病変部、汚泥・糞等の付着した皮膚には効果が損なわれるおそれがあるので投与しないこと。
- ・被毛あるいは皮膚が濡れている場合は効果が損なわれる場合があるので投与しないこと。

- ・投与後 2 時間以内に雨に曝されるおそれがある場合は、効果が損なわれるおそれがあるので投与しないこと。
- (取扱い及び廃棄のための注意)
- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
  - ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
  - ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
  - ・換気の良い場所あるいは屋外で使用すること。
  - ・開封後は、遮光して保存し、速やかに使い切ること。
  - ・小児の手の届かないところに保管すること。
  - ・使用後は栓を固く閉めて保存すること。
  - ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
  - ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
  - ・保管は火気厳禁とすること（危険物第四類アルコール類、危険等級Ⅱ、イソプロピルアルコール「水溶性」）。
  - ・本剤は魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
2. 使用に際して気を付けること
- (使用者に対する注意)
- ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
  - ・本剤は皮膚から吸収されるので、誤って人の皮膚に付着した場合は直ちに石けん等で良く洗うこと。
- (牛に関する注意)
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
  - ・放牧中の牛に対してはマダニの発生状況に応じて本剤の定期的な投与が必要である。ただし、本剤の定期的投与を行う際の投与間隔は 37 日以上とすること。
- (取扱い上の注意)
- ・本剤を氷点下に放置し濁りが生じた場合には室温に温めて使用すること。

#### 【有効期間】

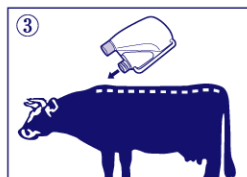
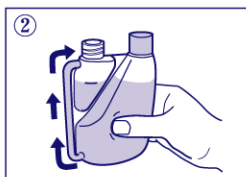
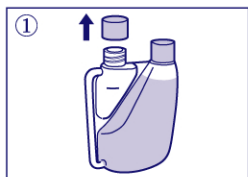
36 カ月

#### 【包装】

100 mL、500 mL、2.5 L、10 L

#### 【500 mL 容器の使用法】

- ① 計量部キャップを外します。
- ② ボトルを軽く押して必要量の液を計量部の目盛り線まで押し上げます。
- ③ 牛の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぎます。



#### 【製品情報お問い合わせ先】

フジタ製薬株式会社  
〒193-0942 東京都八王子市栢田町1211  
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造販売元



**フジタ製薬株式会社**

東京都品川区上大崎2丁目13番2号  
<http://www.fujita-pharm.co.jp>

**FUJITA PHARM**